

月額自己負担上限額（原則適用者のみ対象）

階層区分	受給者証印字	階層区分の基準		自己負担上限額(外来+入院+薬代+介護費(一部))		
				一般	高額かつ長期(※)	人工呼吸器等装着者(※※)
生活保護	A	—		0	0	0
低所得Ⅰ	B1	世帯の所得が市町村民税非課税(均等割・所得割とも)	本人年収～80万円	2,500	2,500	1,000
低所得Ⅱ	B2		本人年収80万円超	5,000	5,000	
一般所得Ⅰ	C1	市町村民税額(所得割)7.1万円未満		10,000	5,000	
一般所得Ⅱ	C2	市町村民税額(所得割)7.1万円～25.1万円未満		20,000	10,000	
上位所得	D	市町村民税額(所得割)25.1万円以上		30,000	20,000	
入院時の食費				全額自己負担 (自己負担上限額に含めません。)		

※ 「高額かつ長期」

受給開始日以降、医療費総額が5万円/月（受給者証を使って2割負担の場合、自己負担が1万円/月、1割負担であれば5千円/月）を超える月が年間6回以上ある場合

※※ 「人工呼吸器等装着者」

医学的に一日中人工呼吸器を装着することが必要な方、対外式補助人工心臓を装着している方。